

報告第3号

令和元年度亀岡市一般会計決算認定に対する附帯決議 5に関する事後の状況、対応等の報告について

令和2年9月29日の会議において可決されました令和元年度亀岡市一般会計決算認定に対する附帯決議5に関する事後の状況、対応等を下記のとおり報告します。

記

決議要旨

教育費 社会教育費 社会教育総務費 生涯学習推進経費の生涯学習賞及び俳句事業については、市民に特化した事業とすること。

(事後の状況、対応等の報告内容)

本市における生涯学習の推進は、石田梅岩の志を原点として今日に至っています。

世界に誇れる生涯学習都市を実現するためには、その歴史性・地域性・独自性に根差しながら、全国的・国際的な視野と展望を持つことが必要であり、全ての人により豊かな人生を送ることのできる「生涯学習社会」の形成には、本市のみならず、日本全国に生涯学習都市宣言の基本理念を発信し、生涯学習の推進を図る必要があると考えているところです。

(1) 生涯学習賞

生涯学習賞は、全国各地域の生涯学習によるまちづくりの推進とともに、市民の生涯学習意識のさらなる醸成及び文化水準の向上に資することを目的に、生涯学習都市宣言の基本理念を広く内外に発信する表彰制度として平成13年度に創設し、令和2年度で第20回となります。

今後の生涯学習賞の事業内容や実施方法等については、生涯学習推進審議会や生涯学習賞選考委員会等で意見を聴取しながら検討します。

なお、市民に特化はしていませんが、奨励賞等については第2回以降、多くを市民に受賞いただいているところです。受賞は応募状況によるものでもあるため、生涯学習の推進に多大な貢献をされた個人又は団体・グループの推薦を市民に対してさらに求めてまいります。

(2) 俳句事業

俳句事業は、次世代を担う青少年の育成や生涯学習のさらなる推進を図るため、生涯学習都市宣言30周年記念事業及び大河ドラマ決定記念事業として平成30年度に創設しました。

本市を題材とした俳句を全国から募集・表彰することで、本市のPRにもつながっています。

一般の部への市民からの応募が少ないことが課題であったため、令和2年度は俳句事業実施の広報を全戸配布したところ、市民からの応募が増加しました。

今後は、さらなる市民参加の推進を図るとともに、事業内容や実施方法等について審査委員会等の意見を聴取しながらその在り方を検討してまいります。